

太宰府市教育委員会
教育長 井 上 和 信 様

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 實 原 隆 志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 4 年 12 月 28 日付 4 太教学第 2887 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 10 月 25 日付 4 太教学第 2264 号で行った情報一部公開決定（以下「本件処分」という。）の判断は妥当である。

ただし、具体的な評価結果と結びつかない、プロポーザルの参加業者名を公開しないとした判断は妥当ではない。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求（令和 4 年 10 月 11 日付）に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、後述の「黒塗り 4、黒塗り 5、黒塗り 6」の情報の公開を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

① 情報公開請求

審査請求人は、令和 4 年 10 月 11 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条に基づき、「太宰府市立中学校給食調理配送等業務委託公募型プロポーザルで優先交渉権者として（株）日米クックを選定したことに関する決裁書類」（以下「本件情報」という。）の公開請求をした。

② 一部公開決定

実施機関は、「公開しない一部に該当する部分は、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であるから。」との理由により本件処分を行った。

③ 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 12 月 14 日に本件処分を不服とし、情報公開条例第 13 条の規定に基づき実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和5年1月13日付の反論書及び令和5年2月1日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

プロポーザルに参加した会社名（優先交渉権を獲得した会社を含む）については、実施機関は、「本市の他の事業や、ホームページ等で公開されている情報で確認できたほぼすべての官公庁等が実施したプロポーザル審査結果について、優先交渉権者の社名のみ公表され、次点以下の社名が公表されることはなく、参加者名も公表されていることがほとんどない。」と主張する。

しかしながら、審査請求人が、地方公共団体のホームページ検索した結果、学校給食関係で、大阪府和泉市、大阪府豊中市、大阪府吹田市、石川県小松市、学校給食以外で、福岡市、横浜市、神戸市などで公表した事例を確認し、福岡市、横浜市は次点者名も公表している。

また、大阪府は、すべてプロポーザルで参加した会社名を公表している。さらに、東京都葛飾区「プロポーザル方式による業者選定経過に係る情報公開基準」、東京都豊島区「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」、京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」でも参加会社名は公表することとしている。このような他の地方公共団体の状況から判断してプロポーザルに参加した会社名を公表しても、当該法人又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるものでないと解するのが妥当と考える。

ただし、参加会社の評価点数を公表することについては、当該法人又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められないことについて、現時点では証明することが難しいと考えるので、プロポーザル会社名は、評価点数と結びつく黒塗り1、黒塗り2、黒塗り3の情報公開ではなく、評価点数と結びつかない、黒塗り4、黒塗り5、黒塗り6の情報公開を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和4年12月28日付の弁明書及び令和5年2月1日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

本件処分は特異な事案ではなく、本市の他の事業や、ホームページ等で公開されている情報で確認できたほぼすべての官公庁等が実施したプロポーザル審査結果について、優先交渉権者の社名のみ公表され、次点以下の社名等が公表されていることはなく、プロポーザル審査に参加した事業者（以下、「参加者」という。）名も公表されていることがほとんどない。わずかながら、参加者名を公開している官公庁等はあるが、優先交渉権者以外の順位と社名等はやはり公表されていない。

本件処分において、優先交渉権者以外の参加者名を公開していないのは、参加者が、事業運営上の地位その他社会的地位を害されることが無いようにとの理由である。

審査請求人は、「黒塗り1、黒塗り2、黒塗り3の情報は、公開されても当該法人又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められることはないと思料される」と指摘している。しかし、参加者のいずれかが本件情報を

情報公開請求によって取得し、黒塗り 1、黒塗り 2、黒塗り 3 の情報が公開となった場合、同業種の競争に何も影響がないとは言えず、当該法人又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められることはないとは言えない。

それ以上に、本件情報が公開された場合、ホームページに公表している審査結果と併せ見ることで、本件参加者の順位と得点がすべて明らかになる。このことは、いわゆる「落選」という一般的には不名誉な結果が公表されることを意味し、具体的に「落選」した参加者が、どの参加者とどの程度の差で「落選」しているのかが公表されることになる。

プロポーザル審査に関しての結果なので、これが「落選」した参加者自体を評価することのすべてではない。しかし、決して好意的に評価されることはない「落選」の結果を明らかにされた参加者に対して、見る人によっては能力が劣る等の誤解を与えかねず、風評被害等不測の事態が発生することは否定できない。このことは、参加者にとって「事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められることはない」とは、とても断定できることではない。

このような事案は他の官公庁等においても事例があり、千葉県情報公開審査会の答申（平成 28 年 9 月 21 日付 答申第 449 号）に「本件対象文書に記載された情報は、特定の事業に係るプロポーザルの選考結果であり、落選応募会社にとってはひとつのプロポーザルにおいて落選したという事実を表すのみであり、落選応募会社自体の評価とは言えないものの、落選応募社名が開示されると、当該落選応募会社の能力が劣るなどの誤解を与え、風評被害など不測の事態が発生することも否定できないことから、当該落選応募会社にとって事業運営上の不利益が発生するおそれがあるものと判断され、条例第 8 条第 3 号イに該当し、落選応募会社名は不開示が妥当である。」との審査会の判断が記されている。

本件プロポーザル審査は、中学生に提供する給食を調理し、配送してもらう業務について行ったものである。優先交渉権を得ることができなかった参加者にとって、「味」や「安全性」といった内容が劣っていたのではないかと邪推するような評価の声が発生することも残念ながら考えられ、仮にそういった内容の風評被害等が発生するようなことがあれば、もはや参加者にとって「社会的地位を害する」では留まらない程度の被害にまで拡大する可能性も考慮せねばならない。

これらを勘案すると、本件情報の公開は、他の公開されている情報と併せ見ることが通常可能であることを踏まえ、「法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害する」おそれが大いにあることから、情報公開条例第 10 条第 3 号に該当する。

5 審査会の判断

本件において、審査請求の対象となっている情報は、「太宰府市立中学校給食調理配送等業務委託公募型プロポーザルで優先交渉権者として（株）日米クックを選定したことに係る決裁書類」であることを、インカメラ審査も行ったうえで特定した。

次に、実施機関が情報を一部公開としたことの妥当性について検討する。

なお、本審査請求において、審査請求人から令和5年1月13日付の反論書にて「黒塗り4、黒塗り5、黒塗り6についての開示を求める。」との主張があったため、本審査会としては、「黒塗り4、黒塗り5、黒塗り6」についてのみ審査を行うこととする。

(1) 情報公開条例第10条第3号該当性について

情報公開条例第10条第3号は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの。(後略)」を、公開を要しない情報としている。この点につき実施機関は、本件情報を公開することで「当該法人がプロポーザルに参加し落選したことが世に知れ、風評被害等不測の事態を発生することも否定できない。」と弁明している。しかし、情報公開条例第10条第3号が情報の公開を要しないとしているのは、当該の情報が公開されることで、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を害することが「明らかな」場合である。そうした事態の発生が「否定できない」とするにとどまる実施機関の説明は、本件情報が情報公開条例第10条第3号に該当することを述べるものとしては不十分である。また、改めて、そうした不利益が生じることが「明らか」であるかを検討しても、「黒塗り4、黒塗り5、黒塗り6」で記載されているのは、具体的な評価結果と結びつかない、プロポーザルの参加業者名にすぎない。それゆえ、「黒塗り4、黒塗り5、黒塗り6」を公開することで法人等に不利益を生じさせるとのおそれがあるとの想定は、あくまで推測の域を出ないものであり、「黒塗り4、黒塗り5、黒塗り6」を公開することで、本号が非公開事由として挙げる当該事業者の利益が「明らかに」害されるとは認めがたい。

(2) まとめ・結論

以上のことから、本件情報を情報一部公開決定とした実施機関の判断は妥当であるが、プロポーザルの参加業者名であるところの「黒塗り4、黒塗り5、黒塗り6」については、公開すべき情報であると考えられる。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和4年2月1日 第1回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和4年2月8日 第2回審査会（審議）